

広島県告示第七百五十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に關し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年八月十一日

広島県知事 湯崎英彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団公仁会 楨殿順記念病院	二二号 広島市西区横川新町八番	平成二六年八月一〇日	更新